

広島県流域下水道事業に地方公営企業法を適用するための広島県流域下水道設置及び管理条例及び広島県流域下水道事業費特別会計条例を廃止する等の条例をここに公布する。

平成三十年十二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十三号

広島県流域下水道事業に地方公営企業法を適用するための広島県流域下水道

設置及び管理条例及び広島県流域下水道事業費特別会計条例を廃止する等の

条例

(広島県流域下水道設置及び管理条例及び広島県流域下水道事業費特別会計条例の廃止)

第一条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 広島県流域下水道設置及び管理条例(昭和五十六年広島県条例第三号)

二 広島県流域下水道事業費特別会計条例(昭和五十六年広島県条例第四号)

(下水道法に基づく流域下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部改正)

第二条 下水道法に基づく流域下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例(平成二十四年広島県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島県流域下水道条例

第一条中「第七条第二項」の下に「、法第十二条第一項」を、「流域下水道の」の下に「管理に関して必要な事項及び」を加え、「及び終末処理場」を「並びに終末処理場」に改める。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(除害施設の設置)

第七条 公共下水道管理者以外の者は、下水道法施行令第九条第一項各号に掲げる範囲内の水質の下水を排除するときは、法第十二条第一項に規定する除害施設を設けてこれをしなければならない。

本則に次の一条を加える。

(委任規定)

第九条 この条例及び他の条例に定めるもののほか、流域下水道の管理に必要事項は、公営企業の管理者が定める。

(広島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第三条 広島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十五年広島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

四 広島県流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）

第二条中「適用する」を「適用し、流域下水道事業に法の規定の全部を平成三十一年四月一日から適用する」に改める。

第三条に次の一項を加える。

5 流域下水道に接続する公共下水道により下水を処理する区域は、次のとおりとする。

名称	処理区	区域
太田川流域下水道	瀬野川処理区	広島市及び安芸郡の一部
芦田川流域下水道	芦田川処理区	福山市及び府中市の一部
沼田川流域下水道	沼田川処理区	三原市及び東広島市の一部

第四条の三の見出しを「（広島県企業局水道事業等評価委員会）」に改め、同条第一項中「及び水道用水供給事業」を「水道用水供給事業及び流域下水道事業（以下この条において「水道事業等」という。）」に、「広島県企業局水道事業評価委員会」を「広島県企業局水道事業等評価委員会」に改め、同条第三項中「水道事業」を「水道事業等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（広島県企業職員等定数条例の一部改正）

2 広島県企業職員等定数条例（昭和四十三年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「広島県土地造成事業」の下に、「広島県流域下水道事業」を加える。

第二条第一項第一号中「及び広島県土地造成事業」を「広島県土地造成事業及び広島県流域下水道事業」に改める。